

議案第7号

八幡浜市個人情報保護条例及び八幡浜市情報公開条例の一部を改正する
条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市個人情報保護条例及び八幡浜市情報公開条例の一部を改正する
条例

(八幡浜市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 八幡浜市個人情報保護条例(平成17年条例第223号)の一部を次の
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれ
に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定
で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるもの
とする。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章 (略) <u>第5章 個人情報保護審議会(第30条—第32条)</u> <u>第6章 補則 (第33条—第39条)</u> <u>第7章 罰則 (第40条—第44条)</u> 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1)・(2) (略)</u> <u>(3) 個人情報 個人に関する情報であって、</u>	目次 第1章～第4章 (略) <u>第5章 事業者が取り扱う個人情報(第30条—第35条)</u> <u>第6章 審議会 (第36条—第36条の3)</u> <u>第7章 補則 (第37条—第43条)</u> <u>第8章 罰則 (第44条—第48条)</u> 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u> <u>(2)・(3) (略)</u>

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(5) 要配慮個人情報 個人情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によって害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれるもの

イ 社会的差別の原因となるおそれのあるもの

(6)～(9) (略)

(事業者の責務)

第4条 (略)

2 事業者は、要配慮個人情報 については、個人の権利利益を侵害することのないよ

(4)～(7) (略)

(事業者の責務)

第4条 (略)

2 事業者は、次の各号に掲げる個人情報 については、個人の権利利益を侵害することのないよ

う特に慎重に取り扱わなければならない。

3 市長は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し指導及び助言等必要な措置を行うことができる。

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 個人情報の記録項目
- (6)・(7) (略)

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項に規定する届出された事項について一般の閲覧に供するとともに、八幡浜市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告を受けた事項について、市長に意見を述べることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項を取り扱うものについては適用しない。

(収集の制限)

第8条 (略)

2 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 第9条ただし書の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。
- (5)・(6) (略)

3 実施機関は、前項第5号又は第6号の規定により本人以外から個人情報を収集したときは、市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該届出に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

う特に慎重に取り扱わなければならない。

(1) 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに個人の特質を規定する身体に関する個人情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1)～(4) (略)
- (5) 個人情報の記録の内容
- (6)・(7) (略)

2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項に規定する届出された事項について一般の閲覧に供するとともに、八幡浜市個人情報保護審議会(第38条第1項の規定を除き、以下「審議会」という。)に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告を受けた事項について、市長に意見を述べることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する事務については適用しない。

(収集の制限)

第8条 (略)

2 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 次条ただし書の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。
- (5)・(6) (略)

3 実施機関は、前項第5号又は第6号の規定に該当して本人以外から個人情報を収集したときは、市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該届出に係る次に掲げる事項を告示しなければならない。

(1)～(3) (略)

4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護を目的とするとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、審議会の意見を聞いたうえで、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要と認められるとき。

5 (略)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、収集したときの個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

(委託に伴う措置)

第12条 (略)

2 (略)

3 受託者は、受託事務の範囲内において個人情報の漏えい等の防止その他適切な管理に必要な措置を講じなければならない。

4～6 (略)

(開示をしないことができる保有個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の開示をしないことができる。

- (1) (略)
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることと

(1)～(3) (略)

4 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であると認められるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

5 (略)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、収集したときの個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を同一の実施機関内部又は実施機関相互において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外の者に提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

(委託に伴う措置)

第12条 (略)

2 (略)

3 受託者は、受託事務の範囲内において個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。

4～6 (略)

(開示をしないことができる保有個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の開示をしないことができる。

- (1) (略)
- (2) 開示請求の対象となった保有個人情報に請求者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な権利利益を侵害すると認められるもの

なるものを含む。)若しくは個人識別番号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(3)～(10) (略)

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報とそれ以外の保有個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる保有個人情報の部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に分離することができるときは、その部分を除いて、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

(審査請求)

第23条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、第1項の審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であることを理由に却下する場合、及び裁決で審査請求の全部を認容し、開示等をする場合を除き、遅滞なく、八幡浜市個人情報保護審議会

に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

4 (略)

(審議会に対する意見の聴取)

第27条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、急を要するため審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、その手続を省略することができる。この場合においては、事後速やかに審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。

4 (略)

(3)～(10) (略)

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報とそれ以外の保有個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる保有個人情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨が損なわれない程度に合理的に分離できるときは、その部分を除いて、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

(審査請求)

第23条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、第1項の審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であることを理由に却下する場合、及び裁決で審査請求の全部を認容し、開示等をする場合を除き、遅滞なく、八幡浜市個人情報保護審議会(以下第36条第1項の規定を除き「審議会」という。)

に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

4 (略)

(審議会に対する意見の聴取)

第27条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、急を要するため審議会の意見を聴くいとまがないときは、その手続を省略することができる。この場合においては、事後速やかに審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。

4 (略)

第5章 事業者が取り扱う個人情報

(事業者の自主的措置のための指導及び助言等)

第30条 市長は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し指導及び助言等必要な措置を行うことができる。

2 市長は、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、かつ、これを公表すること

第5章 個人情報保護審議会

(審議会)

第30条 この条例の規定による実施機関の諮問に応じて、審議又は審査をするため、市長の附属機関として、八幡浜市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2～8 (略)

第31条・第32条 (略)

第6章 補則

第33条 (略)

(国等との協力)

第34条 実施機関は、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

2 市長は、事業者の個人情報の取扱いに関し、

ができる。

(説明又は資料の提出の要求)

第31条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第32条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第33条 市長は、事業者が、第31条の規定による求めに正当な理由がなく応じないとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(苦情相談の処理)

第34条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第35条 市長は、事業者の個人情報の取扱いに関し、必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

第6章 審議会

(審議会)

第36条 この条例の規定による実施機関の諮問に応じて、審議又は審査をするため、市長の附属機関として、八幡浜市個人情報保護審議会を置く。

2～8 (略)

第36条の2・第36条の3 (略)

第7章 補則

第37条 (略)

(国等との協力)

第38条 市長は、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

<p><u>必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。</u></p> <p>(苦情の処理)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p><u>2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>第36条～第39条</u> (略)</p> <p><u>第7章</u> 罰則</p> <p><u>第40条～第44条</u> (略)</p>	<p>(苦情の処理)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p><u>第40条～第43条</u> (略)</p> <p><u>第8章</u> 罰則</p> <p><u>第44条～第48条</u> (略)</p>
--	--

(八幡浜市情報公開条例の一部改正)

第2条 八幡浜市情報公開条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に、次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 <u>（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）</u>により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に、次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 _____ _____により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、_____ 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律等の改正の趣旨に則り、個人情報の定義の明確化等を行うため。